

令和5年(2023年) 6月30日  
総合政策部 人事課

## 職員の懲戒処分について（概要説明）

### ■ 趣旨・目的

セクシュアル・ハラスメント事案の発生に伴い、職員1名を懲戒処分としたため、その概要について下記日程により説明を行います。

### ■ 日時

令和5年6月30日（金）午後4時～

### ■ 場所

湖南省役所東庁舎 3階 第3会議室

### ■ 内容

#### （1）処分の概要

##### 【懲戒減給処分】

被処分者	課長(50代男性)
処分年月日	令和5年6月30日
処分の内容	減給（10分の1、3ヶ月）
処分の理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

##### 【文書厳重注意】

管理監督責任を問い、部長級、次長級の職員2名を文書厳重注意とした。

#### （2）行為の概要

令和5年3月の執務時間中、課長(50代男性)が女性職員に頼んで肩を揉んでもらっていた際に腕を引き寄せる行為を行い、精神的苦痛を与えた。本人は、本日付で依願退職した。

#### （3）市長コメント

この度、本市職員によるセクシュアル・ハラスメント事案が発生し、職員1名を懲戒処分といたしました。市民の皆様の信頼を損なう事態を招いたことに対し、深くお詫び申し上げます。今後、改めて職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、研修を行うなど再発防止に取り組んでまいります。

### ■ 問い合わせ

担当課名： 総合政策部 人事課

担当者名： 梶山

(直通) 0748-71-2312 (FAX) 0748-72-1146

〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

